

# 令和3年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第2回運営小委員会

1 日時：令和3年8月17日（火） 13:30～16:10

2 会場：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者：【公益代表委員】 3人（定数3人）  
高田 亜朱華  
富山 敦（委員長）  
平木 真朗

【労働者代表委員】 3人（定数3人）  
河村 敏昭  
小陳 武志  
浜田 紀子

【使用者代表委員】 3人（定数3人）  
境 正義  
中村 年孝  
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 上村 労働基準部長  
鈴木 賃金室長           ほか

【意見発表者】 製鉄業等の労働者側代表発表者  
製鉄業等の使用者側代表発表者  
電気機械器具等製造業の労働者側代表発表者  
電気機械器具等製造業の使用者側代表発表者  
輸送用機械器具製造業の労働者側代表発表者  
輸送用機械器具製造業の使用者側代表発表者  
百貨店、総合スーパー労働者側代表発表者  
百貨店、総合スーパー使用者側代表発表者  
自動車（新車）小売業の労働者側代表発表者  
自動車（新車）小売業の使用者側代表発表者

### 4 主要議題

- (1) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使意見発表
- (2) 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について

## 5 審議内容

委員長

それでは定刻になりましたので、ただ今から令和3年度福岡地方最低賃金審議会第2回運営小委員会を開催いたします。まず最初に、本会については、福岡地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程第7条第2項に基づき、公開としておりますことをご報告します。

本日は、運営小委員会の全員の方がご出席でございます。

本日の議事録の署名は、

労働者代表委員 浜田委員

使用者代表委員 吉岡委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

浜田委員

吉岡委員

(承諾)

委員長

それでは、審議に入ります。

7月27日に開催されました第3回福岡地方最低賃金審議会において、福岡労働局長から福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問を受けたところですが、本日は、諮問が行われた5業種の関係労使双方からご意見をお伺いし、その後に会長から付託されている改正決定の必要性の有無について、本会にて審議したいと思います。

それでは、議事(1)の「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する関係労使意見発表」です。

事務局から、発表の順番などについて説明をお願いします。

室長補佐

事務局です。本日の意見発表の順番につきましては、既に発表者の皆様から、あらかじめ意見書を提出いただき、資料No.10から14までを添付しておりますので、その順番でのご発表をいただきます。

なお、発表につきましては、各業種の労使それぞれ個別にご入室いただき、お一人10分以内での発表をいただき、それが終わりましたら、委員の皆様からご質疑をしていただきます。

労使発表双方への質疑時間を含め、1産業につき25分間での予定を、また途中若干の休憩時間を設けたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長

それでは、最初の業種です。事務局は、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の労働者側代表発表者の方から順次、ご案内し、ご紹介してください。

室長補佐

それでは、発表者の方をご紹介いたします。

製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の労働者側代表発表者の方です。

委員長

運営小委員会の委員長の富山です。よろしくお願いします。

本日は、率直なご意見をお聴かせいただきたいと思います。また、ご発表をいただいた後に、各委員から質問をさせていただくこともありますけれども、各委員が意見発表者の方と討論するということはありませんし、質問に対して回答が不明なものは、「分からない」というご回答で結構です。

それでは、ご発表をよろしくお願いします。

製鉄業等の  
労働者側代  
表発表者

産業別の特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見を述べさせていただきます。

産業別の特定最低賃金の改正に取り組むに当たりまして、私たち鉄鋼産業は、我が国の基幹産業としまして、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業にふさわしい優秀な人材を確保する上で、特定最低賃金の引上げは、未組織労働者を含めた全ての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることに繋がる極めて重要な取組みであると受け止めております。

また、鉄鋼労使は、これまでも我々の産業・企業の発展に向けた取組みとして、競争力強化を阻害する要因となる電力問題等、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や産業空洞化防止のため、業界団体と連携を図りながら、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開してまいりました。

こうした中、今年の最低賃金の動向として、特定最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において28円の目安が示され、福岡県における地域別最低賃金は28円の引上げが決定したところでございます。

今後におきましては、特定最低賃金に関する協議が始まることとなります。

超少子高齢化・人口減少社会において人材獲得競争が激化する中、産業・企業が継続的に発展するためには、優秀な人材の確保が重要となります。

その実現のためには、若年層賃金をはじめとする魅力ある労働条件の確立がまさに鉄鋼産業にとって喫緊の課題でございます。

これまでも述べてきましたが、特定最低賃金は全ての労働者を対象とした地域別最低賃金と違い、特定産業における基幹的労働者を対象とした賃金であります。産業別の特定最低賃金の直接的な影響を受けている非正規労働者や未組織労働者は、新型コロナウイルス感染症の影響で実労働時間が減少し、収入面に影響が出ていることから、従来にも増して厳しい生活を余儀なくされています。

日本経済を早期に好循環なものとするためには、各産業のセーフティーネットである産業別の特定最低賃金を引上げることで、基幹的労働者の不安を払拭し、消費行動に繋げてもらうことが必要であると受け止めています。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、

危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のように猛暑日が続く中では、一般的な作業環境とは異なる、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされております。

こうした専門性が高く厳しい作業環境の中で懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、生活の安心・安定の確保、そして、労働力人口の減少が社会問題となっている中、将来を担う優秀な人材を確保していくためには、魅力的な賃金水準を示すことが必要であります。

今後、鉄鋼産業や企業を発展させていくためには、前述しました様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つであります産業別の特定最低賃金において議論することは極めて重要であります。したがって、特定最低賃金の改正に当たっては、改正の必要性有りを前提に、当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側、公益側委員の皆様におかれましては、日夜、安全第一に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引上げの必要性有りについて、最大限のご理解とご英断をお願いいたします。

以上となります。

委員長

ありがとうございました。

ただ今のご意見の発表につきまして、ご質問はありますでしょうか。

吉岡委員

はい。

委員長

吉岡委員、どうぞ。

吉岡委員

質問なのですが、資料の26ページの上から5行目当たりからですが、特定最低賃金の直接的な影響を受けている非正規労働者や未組織労働者は、新型コロナウイルス感染症の影響で実労働時間が減少し、とありますけれども、これは全体の産業のことを言われているのか、それとも、鉄鋼関係のことを言われているのか、というのが1点です。もう1点は、鉄鋼関係のことを言われているのであれば、感覚的なものでも大丈夫なのですが、実労働時間が減少しというのは、どの程度減少しているのか分かれれば教えていただきたいのですが。

労側発表者

まず、1つ目のご質問に対してましては、全体的なものでものありますし、製造業、鉄鋼業を含めまして、そういった実態にあるということでもあります。また、この意見は、連合の調査等を踏まえまして述べさせていただいております。連合としまして、非正規労働者に対するコロナ禍における非正規雇用で働く人の実態と意識に関する調

査というものを実施してございますけれども、そのような結果等を踏まえまして述べさせていただいております。私が勤めております会社でも、実労働時間はコロナ禍になりまして減少傾向にありますけれども、足元では生産活動の増加に伴う労働時間のアップというのも実態にはあります。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。

吉岡委員 はい。

委員長 ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、労働者側代表発表者の方、本日の意見発表、ありがとうございました。続いて、発表者の方のご紹介をお願いします。

室長補佐 続きます、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業使用者側代表発表者の方です。

委員長 運営小委員会委員長の富山です。

本日は、率直なご意見をお聴かせいただきたいと思います。また、ご発表いただいた後に、各委員から質問をさせていただくことがありますけれども、委員が意見発表者の方と討論、討議するということはありませんし、質問について回答がない、持ち合わせていない場合は、「分からない」というご回答で構いません。

それでは、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の使用者側のご意見、ご発表をよろしくをお願いします。

製鉄業等の  
使用者側代  
表発表者

よろしくお願ひいたします。

お手元の資料に基づきまして発表させていただきます。

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見としまして、4項目を出させていただいております。「1) はじめに」は、既に承知いただいている内容になるかと思っておりますので、割愛させていただきます。

続きます、「2) 鉄鋼業界を取り巻く状況」についてご説明させていただきます。

経済産業省が今年4月に、今年の4月から6月の第1四半期の鋼材需要量について発表しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響で低水準でありました前年同期1,710万トンとの比較で、20.6パーセント増の2,061万トンになる見通しを発表しております。国内需要に関しましては、建設部門の感染症影響による回復遅れが一部減少であるものの、製造業部門では需要先の生産活動が回復基調にあり増加、輸出関連としての、海外ですが、こちらは世界各国で鋼材需要が回復しておりまして、経済活動の持ち直しが続くことが期待され、横ばいから増加基調にあります。ただし、

今後も中国、こちらは鋼材生産の6割を占めていますが、この中国の政策動向に強く影響を受けることには変わりございません。

リーマンショック後の2009年や昨年度の2020年同時期は、残念ながら2,000万トンを割れておりましたが、ここからは脱しまして、コロナ前の水準あるいは一定程度まで回復しております、総じて回復基調にあることは間違いございません。

それから、「3) 昨年までの審議結果」ですが、去年はコロナ禍による厳しい経済情勢が考慮され、1円の引上げにとどまりましたが、これまでの景気や企業実態とは関係なく、政府の経済政策が大きく反映され、大幅な引上げが行われてきたことも認識しております。

近年の最低賃金の大幅な引上げの影響は明らかでして、厚生労働省の調査によると、最低賃金を改正した後、その改正後最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合を示す影響率について、2012年度全国平均4.9パーセントであったものが、2017年度、2018年度、2019年度と上昇しております、2019年度には16.3パーセントにまで上昇していることを認識の上で意見を述べさせていただきます。

最後に、「4) 特定最低賃金の改正の必要性について」です。鉄鋼業界においては少子化に拍車がかかる中、将来にわたる製造実力の維持・向上という点から人材育成、人材確保が不可欠でありまして、より優秀な人材を確保するために、他業種との時給格差が必要であることは十分認識しています。

ただし、一方で、昨年度から全世界に影響を及ぼしている未曾有の感染症拡大は、今なお続いておりまして、経済回復の先行き不透明な中での賃金アップは事業者への負担は大きくございます。特に、鉄鋼業界を支える多くの中小・零細企業の経営にとっては、実態に見合わない大幅な最低賃金の引上げ、それから画一的な賃上げは、企業の存続そのものに大きな影響を与え、不安を抱かざるを得ない状況となっております。また、そうした影響から採用や設備投資の抑制に繋がりまして、生産性向上の阻害要因になり得ることも考慮しなくてはなりません。

以上をもちまして、最低賃金の引上げの可否、その額については、公益代表委員様及び労働者側代表委員様と十分な議論を行いまして、慎重に決定していく必要があると考えます。

以上で発表を終わらせていただきます。

委員長

ありがとうございました。

ただ今の意見発表につきまして、ご質問はありますでしょうか。

中村委員

はい。

委員長

中村委員。

中村委員 発表、ありがとうございました。1点だけ伺いましたことがあります。  
最後の方は、採用や設備投資の抑制に繋がるとお話しがあったのですが、実態として、昨年や今年あたりで、感覚的なもので結構ですが、例えば鉄鋼業界の中小で、採用などが絞られてきているなどか、投資が抑制されてきているなどか、その辺の状況を少しお話しただけならと思います。

使側発表者 ありがとうございます。  
まず、採用に関してですが、弊社も中小企業の仲間、一員としてやらさせていただいていますが、昨年度は採用がなかなか思い切っただけできておりません。

弊社だけではなく、協力企業は軒並み採用ゼロのところもございまして、各社とも事情は違うかもしれませんが、やはり、まずはコロナの影響による先行き不透明の中での思い切った採用ができておらず、採用を抑えるというのが共通の認識でございます。

設備投資に関しては、繰り返しになりますが、昨年度は、先行き不透明の中での設備投資はかなりリスクを抱えております。我々の主要顧客の会社から今回、鋼材の需要量が増えてきておまして、売上の拡大にもなっておりますが、コスト削減もかなり執行されております。そうした中、設備投資に関しては、合理化対策として、少し抑えております。それと、先ほどからの人員の整理も執行しており、売上拡大とコスト削減の両方のところで進めておりますので、採用と設備投資の抑制に繋がっているところが一部ございます。

中村委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の使用者側代表発表者の方、本日の意見発表ありがとうございました。

使側発表者 ありがとうございました。

委員長 それでは次の業種へ移りたいと思います。事務局は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者側代表発表者の方をご案内し、ご紹介をお願いします。

室長補佐 続きまして、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業労働者側代表発表者の方です。

委員長 よろしく申し上げます。運営小委員会委員長の富山です。  
本日は、率直なご意見をお聴かせいただきたいと思います。また、ご発表の後に、

各委員から質問をさせていただくかもしれませんが、各委員が意見発表者の方と討論するということはありません。また、質問について回答を持ち合わせておられない場合は、「分からない」というご回答で結構ですので、よろしくお願いします。

それでは、労働者側のご意見の発表をお願いいたします。

よろしくお願いします。

お手元の資料No.11-1の29ページ以降に記載をしておりますが、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関して、意見を述べさせていただきたいと思っています。

記載の通りでございますが、必要性の有無については、有にチェックをしております。その理由につきましては、29ページの記載の通りでございますが、この取り巻く環境について、非常に厳しい状況がございますが、電機産業につきましては、コロナ禍の厳しい状況につきましても労使の懸命な努力で乗り越えてきております。

特に、私たちの製造物につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に対応するためのテレワーク、リモートワークを支えておりますし、巣ごもり需要を支えてきたという自負がございます。今後は、DXだとか、カーボンニュートラルにも積極的に対応してまいりたいと思っております。また、コロナ禍におきまして、電子部品・デバイス、半導体の不足というのも深刻化しており、他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくためには、電機産業の現場力を支える人材が必要だと考えております。

(2)の産業界にふさわしい優秀な人材の確保のためには、魅力を高めるとともに、産業別の特定最低賃金の金額改正が重要になるであろうということが電機産業の健全かつ持続的な成長に繋がるものと思っております。したがって、地域間格差の是正とか県内の他業種との賃金格差の是正、また、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上させる必要につきましては、経済の好循環を生み出すことから、特定最低賃金の引上げの流れ、この継続性はこのコロナ禍にあっても継続する必要があると考えております。

具体的に、あるべき水準については、30ページ以降に記載をしております。(3)につきましても、記載の通りで、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が必要であると考えます。

(4)ですが、労働組合を組織しております電機連合においては、2021年闘争、いわゆる春闘で、組合については1,000円の水準改善ベアを獲得、実現しているところ多いです。8年連続の賃金引上げが実現できていること、このことは、電機産業の労使が社会的役割を果たして、社会に対して力強いメッセージを届けることができている。この結果を、組織されていない働く仲間にも反映していく必要があると考えております。

(5)にあります。電機連合では、企業内のミニマム基準「企業内最低賃金」に



ついても春闘の中で交渉してまいりました。いわゆる入り口賃金の18歳見合いになりますが、ここも500円の上げを図り、月額164,500円の水準になっております。時間換算すると1,061円くらいになりますでしょうか。

今、電機の特定最低賃金は927円となっておりますが、これに対してはまだ底辺にあり、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた改善が必要であろうと思います。

最後に、福岡県の他の産業と比べますと、鉄鋼が976円、輸送用機械が944円と、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低いので、このあたりも改善、是正していく必要があると思っております。

以上、述べましたが、新型コロナウイルスの影響が非常にありますけれども、産業・業種によっても大きく影響は異なっております。だからこそ、関係労使のイニシアチブを発揮するべきだと、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いの中で決定していくことが必要であろうと思っております。

以上のことから、今年も特定最低賃金の改正の必要性を強く主張して意見を終わります。

以上です。

委員長 ありがとうございます。  
ただ今のご発表につきまして、ご質問はありますでしょうか。

吉岡委員 はい。

委員長 吉岡委員、お願いします。

吉岡委員 発表、ありがとうございました。質問ですが、29ページの(1)に、「コロナ禍において、電子部品・デバイスの供給不足が深刻化しました。」と。私どもも半導体不足というのは十分認識しておりますけれども、現状ではそれがどうなのでしょう。

それと、半導体不足の関係で、例えば労働者の方の労働時間等に影響が出てきているのかということ、分かれば教えていただきたいのですが。

労側発表者 半導体不足は、大きくはうまく人材が回っていないというのもありますし、報道でもありましたように、火災というのの一部原因がありますけれども、そういうことによって、現場は24時間体制で回しており、そういったことが労働時間が長くなっているだとか繁忙になっているだとか、一人一人の負荷が高まっているというのを聞いております。

供給については、ほぼほぼ遅れについては取り戻しているという状況でございます。

委員長 よろしいでしょうか。ほかにご質問はありますでしょうか。  
それでは、労働者側代表発表者の方、どうもありがとうございました。

労側発表者 ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

委員長 次は使用者側代表発表者の方の意見発表ですが、意見発表予定者の方の到着が遅れているようで、順番等を検討中ですので、今しばらくお待ちください。

(議事中断)

(議事再開)

委員長 先ほど、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者側のご発表をいただいたのですが、使用者側の意見発表者の方の到着が遅れていますので、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の使用者側の発表は後ほどに回させていただきます、次の業種である輸送用機械器具製造業に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (承諾)

委員長 では、労働者側、使用者側の発表の順なのですが、労働者側代表発表者の方が到着されたばかりなので、順番を変えて使用者側、労働者側の順でご意見を伺いたいと思います。

事務局は、輸送用機械器具製造業使用者側代表発表者の方をご案内し、ご紹介してください。

室長補佐 続きまして、輸送用機械器具製造業使用者側代表発表者の方です。

委員長 よろしくお願ひします。運営小委員会委員長の富山です。

本日は、率直なご意見をお聴かせいただきたいと思います。また、発表が終わった後に、各委員からご質問をさせていただくかもしれませんが、各委員が意見発表者の方と討論するということはありません。また、質問に対して回答を持ち合わせていない場合は、「分からない」というご回答で結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、輸送用機械器具製造業の使用者側のご意見のご発表をよろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

では、早速ですけれども、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書ということで、意見をさせていただきます。

まず、4の①改正決定の必要性の有無については、無にチェックを入れさせていただいております。

②の理由・背景等についてですが、改正及び引上げ水準については、より慎重な労使の話し合いが必要と考える、と記しております。

(1) 輸送用機械器具製造を取り巻く環境ということでございますが、私ども自動車産業は、昨今、皆さんよくお聞きになっていると思いますが、100年に一度の大変革期ということで、CASEというようなことを言われております。なお、CASEとは、ITとのコネクティッド化のC、自動化のオートメイションのA、シェアリング化のS、電動化ということでE、ということで推進されております。

世界的に環境規制の強化が、みるみる進んでいる中で、直近でいうと2050年と言っていたのが、2030年代には生産車両をガソリン車から電動車に切り替えてしまおうという大きなトレンド、方向性が出てきておりまして、いわゆる脱炭素化の方向に急速に舵を切り始めております。いわゆるモビリティ、自動車そのもの、ものづくり自体が大きく変化して、我々づくり手もそうですし、提供者も業界の垣根を超えて多様化し、競争はさらに激化すると予測されております。

取り巻く環境のことで、直近この2、3年のことを振り返りますと、2019年には消費税の増税が行われました。

2020年は、全く想定外の新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延したということで、昨年2020年の自動車大手7社の販売台数実績は、前年比28.9から5.1パーセントのマイナスでしたし、九州の自動車生産台数も122万台ということで前年比16.3パーセントの下落ということでした。

これと連動しまして、有効求人倍率も2019年では1.5倍超レベルまであったものが、急速に最大幅で下落しまして、2021年6月時点においても1.07倍と低迷しているということでございます。製造業の求人数も、2019年比マイナス23.7パーセントと低迷しています。

九州の鉱工業指数は、新型コロナウイルスが昨年始まって、2020年後半には100台に戻しつつも、2021年は上下し、5月時点は98.3、前月比マイナス7.1パーセントと不安定でございます。6月の分も出て6月は100を上回ってございましたが、いずれにしても不安定でございます。

2021年の自動車各社の台数予想は、2020年が大きくへこみましたので、2020年に比べましたら6パーセントから10パーセント以上の増加を見込むということでございますが、新型コロナウイルス感染症の収束が、先進国で22年央になるのではないかと、新興国では23年央なるのではないかとというような不安定な予測もあります。

また、足元においては、世界的な半導体関連部品不足やコロナ変異株が東南アジアで拡大しておりまして、日本への部品供給不足等の影響により、長期的な減産調整が今後も、視野に入れておかなければならないなど予断を許さない状況でございます。

そうは言いましても、いずれは新型コロナウイルス感染症も収束していくと思えますので、中長期的には海外市場の拡大、アジア、アフリカなどの新興国の人口増を背景に、私ども九州福岡の自動車業界、輸送用機械器具製造業においても、今後、成長の機会の中長期的には多々あると展望もされます。

ただ一方で、先ほども申しましたような脱炭素化への環境規制対応であったり、デジタル化・技術革新の対応であったり、また少子化による労働力不足を補うような自動化推進等の投資負担も拡大傾向にあります。

周辺環境で言いますと、アメリカや中国との海外の政争の影響もありましたし、為替、関税のリスクもございます。自然災害も拡大傾向等も前提としながら、九州福岡から展開していくためには、収益・コスト競争力の強化、更なる原価低減の努力が一層必要であると思っております。

昨年の輸送用機械器具製造業の特定最低賃金は、専門部会にて、使用者側からは、コロナ禍のマイナス成長下での改正は地場企業の更なる負担増となり、事業自体の存続にも影響しかねず、企業業績の回復や生産性の向上が見られることが改定の前提と意見させていただき、しっかり労使での話し合いをさせていただいた上で、令和2年の改定は意思をもって見送りということで、プラスマイナスゼロという結果に至りました。

今年も今お話ししました通り、コロナ禍は続いておりまして、状況に大きな好転は見られておりません。また、(2)に示しておりますように、福岡県の特定最低賃金のレベルは、過去を見ますと十分に上昇しており、かつ優位性も十分にございますので、今年の改定、引上げについても、労使での慎重な話し合い、審議、判断が必要と思料します。

なお、(2)に示しておりますように、他都道府県との優位性の差も十分にございますし、消費者物価指数の上りのレベルから見ましても、特定最低賃金の方が大きく上がってきています。

一方で、福岡県の製造業平均賃上げ率との対比ですけれども、去年は0パーセントですが、それ以前に今まで十分に上がってきていること、そして優位性も保って特定最低賃金は上がっていると思われ、冒頭、改定の必要性無しとお話ししましたが、労使で話し合いをする場があってもいいのではないかと、とも思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長

ありがとうございました。

ただ今のご発表につきまして、ご質問ありますでしょうか。

境 委 員           はい。

委 員 長           境委員、お願いします。

境 委 員           どうもありがとうございます。

39ページに自動車の生産台数の記述があるのですが、直近での2020年の大手7社の自動車販売台数実績は、前年比マイナス28.9からマイナス5.1、九州は122万台の昨年比16.3パーセントの下落となった、と。そして最後の行に、2021年の自動車各社の台数予想は、2020年比増加ということで、6パーセントから10パーセント以上を見込むと書いてあるのですが、この台数予想は、九州の自動車生産の台数予想なのでしょうか。

使側発表者       これは、2021年の自動車各社の予想でございます。7社の各社です。

境 委 員           7社の各社ですね。そして、もう1つは、これ2020年比が6パーセントから10パーセントですが、2019年と比較したらどんな感じになるか、もし分かったら教えていただきたいのですが。

使側発表者       どうでしょうか、トントンくらいでしょうか。弊社で言いますと、この4月から6月については過去最高レベルですが、これが年間通じてどうかとなりますと分かりません。

実は、言いましたように、半導体の不足やベトナムやマレーシアのロックダウンの話があって、今も部品供給が滞っています。弊社でも、この9月はかなり稼働を止めるという予測になっておりまして、年間通じてとなるとなかなか分かりません。

境 委 員           ここの記述の2021年の台数予想で見れば、2019年とトントンくらいという感じと受け取ってよろしいでしょうか。

使側発表者       2019年比ですよ。では、そうですね。

境 委 員           はい、分かりました。ありがとうございます。

委 員 長           ほかにご質問はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、使用者側代表発表者の方、ご発表どうもありがとうございました。

では、事務局は、輸送用機械器具製造業の労働者側代表発表者の方をご案内して、ご紹介をお願いします。

室長補佐

続きまして、輸送用機械器具製造業の労働者側代表発表者の方です。

委員長

よろしくお願ひいたします。運営小委員会委員長の富山です。

本日は、率直なご意見をお聴かせいただければと思います。また、ご発表の後に、各委員からご質問をさせていただくかもしれませんが、意見発表者の方と討論するということはありませんし、質問について答えを持ち合わせておられない場合には、「分からない」というご回答で結構です。

それでは、ご意見の発表、よろしくお願ひします。

輸送用機械器具製造業の労働者代表発表者

よろしくお願ひいたします。

改正決定の必要性については、必要性有りということで意見を述べさせていただきます。

その背景ですが、昨年の小委員会、あるいは、部会において、賃金改正における判断を現下の新型コロナウイルス感染症によるという書き方をしておりますが、通例であれば、自動車産業としての雇用動向であったり、それぞれの経営指標に伴って、我々労働組合の中で春闘と言われる、春の取組みの結果について、その如何を賃金反映させるものという話で議論させていただきました。

しかし、不透明感が大きく、かつそれが継続することがあって、昨年の部会の中では本審に上げることなく、労使双方の判断の下、先送りをさせていただいた背景がありますので、継続して審議をさせていただきたい、そのような前提で意見を述べさせていただきますと思います。

我々自動車産業は、我が国の就業人口の1割を占める基幹産業となっております。また、活性化をさせることによって、日本全体の経済の活性化、さらには地域経済の活性化に繋がるものであると認識しております。

この福岡県における適用労働者数は22,900名と、昨年比が23,000名でしたから99.6パーセントと高止まりをしております。なお、2015年対比では146パーセント、15,700名が適用労働者数でした。そのような状況ですので、今現在も基幹産業であるとともに、昨年危惧しておりました雇用の喪失については、数値上は見られない、という認識を持っております。

また、高い付加価値生産性を持つ自動車産業において不当に低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を毀損することにも繋がりがかねない。また、他産業に比べ、産業内の賃金格差が大きい実態にあります。全ての労働者の生活安定と事業の公正競争の確保を図るためには、賃金格差の是正に寄与すべく、特定最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠であるという認識に至っております。

また、自動車工業会並びに部品工業会として、平成19年に経済産業省が策定し、その後改定された自動車産業適正取引ガイドラインに基づき、会員企業を中心として自

主行動計画を作成し、下請け中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえた適正取引を更に一步進めるため、調達5原則を適正取引推進宣言として表明し、サプライチェーン全体の適正化への姿勢を示し、それらを行動に移して4年目となりました。

そうした行動から中小零細企業においては、商品の適正価格や人手不足及び最低賃金引上げによる影響を加味した取引価格設定の土壌が浸透しつつあるという認識に立っております。

本年の総合生活改善、いわゆる春闘と呼ばれる取組みにおいては、自動車総連として過去7年の取組みにおいて、自動車産業を支える中小企業、非正規労働者の更なる底上げを図ることを通じて、経済並びに自動車産業全体を持ち上げ、健全で持続的な成長へとなるべく、自動車総連全体で力を合わせ、前進した取組みを行ってきました。

その結果、賃金改善分の獲得状況は、企業別規模では300人未満の賃金改善分が1,441円、昨年1,393円でしたが、平均を6年連続上回る、最も高い賃金改善を獲得することとなりました。また、非正規雇用で働く仲間の平均回答額、これは時給ですが、11.8円上げることができました。なお、昨年が14.3円でした。

また、企業内最低賃金につきましても、こちらは7月16日時点となりますが、平均締結額は162,827円となり、昨年の162,021円から806円以上引き上げるという形になりまして、これを製造部門の所定労働時間1,952時間で割りますと、時給換算で1,001円となりました。

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものではありませんが、産業の健全な発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に自動車産業としてふさわしい水準で特定最低賃金を設定していくことが重要であると認識しております。したがって、産業にふさわしい水準に上げが必要であると思っております。

とりわけ、地域別最低賃金が格差是正のもとに有額回答を、私は最高額28円を獲得されたと思っておりますが、獲得した本年においては、特定最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持し拡大すべく、確実に上げる必要があるという認識であります。

以上の理由により、福岡県の輸送用機械器具製造業の特定最低賃金の改正の必要性を強く求めます。

以降のグラフ等につきましては、2ポツで示した、我々の高い付加価値生産性を生み出すというところですが、こちらは財務省が出している資料で、2018年度までで止まっておりますが、一人当たりの付加価値生産性が高いという水準の部分、また、それ以降のところにつきましては、1ポツ目の1で述べた通り、昨年の部会、小委員会を開くにあたって、コロナ禍の影響どれほどあるのかということが先行き不透明だったこともあって、先送りした中、どう変わりましたかということの数字を表したものであります。これは自動車工業会や小売りに関する工業会から出した水準ですが、別紙の先についている方の、乗用車の車両生産が昨年の9月以降どのような水準で、と

いうところにつきましては、軽く明るい兆しが見えている状況であります。

また、新車に伴う販売につきましては、10月以降堅調に推移しておりまして、昨年実績を上回る実績にあるといったことを数字上お示ししながら、我々の産業としては、現下のコロナ禍の現状にあっても一早くその状況を脱しているという認識で、労側としては思っているということでの意見をまとめさせていただきます。

以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。  
ただ今の意見発表につきまして、ご質問ありますでしょうか。

中村委員 はい。

委員長 中村委員、お願いします。

中村委員 発表、ありがとうございます。1点、ご質問ですが、サプライチェーン全体の適正化への姿勢というお話があって、土壌が浸透しつつあると。この点、実際に価格転嫁がこの4年の間で進んできたとあったのですが、このスピードが徐々に進んできたと感じられますが、かなり価格転嫁がうまくいくようになったと感じられているか、その辺をお聞かせいただければと思います。

労側発表者 ご質問いただき、ありがとうございます。

商品の価格転嫁のことで言いますと、使用者側の判断になりますので、そちらは差し控えさせていただきますが、我々労働組合の産業として、部品工業会並びに自動車工業会に対するこの取引にかかわる部分のアンケートなどで、加盟企業に対してどれだけ浸透しているかという調査をさせていただいております。特に、工業会に属していない企業の方々に対しては、スタート時点では、我々も浸透を図るべくアナウンスしてきましたが、なかなか伝わっていないという状況から、昨年以降、特に金型にかかわる取引につきましては、我々で言いますとランニングという普通に商品として出している期間が終わって以降も持っておかないといけないことで、土地であったり、保管費用にたくさん掛っている部分、そのようなところも回収しているということを知っていますので、ゼロではなく、浸透しながら効果も出てきているという認識を、一部ではありますが、そのような情報は差し上げたいと思います。

中村委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、労働者側代表発表者の方、どうもありがとうございました。



続きまして、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の使用者側代表発表者の方のご発表を戻るかたちでお願いしたいと思います。事務局は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業使用者側代表発表者の方をご案内して、ご紹介をお願いします。

室長補佐

続きまして、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の使用者側代表発表者の方です。

委員長

よろしくお願いたします。運営小委員会委員長の富山です。

電気機械器具  
等製造業  
の使用者側  
代表発表者

電車が止まっておりまして、到着が遅くなり、順番が前後しまして申し訳ありませんでした。

委員長

ご発表いただく前に少しお話しがありまして、本日は、率直なご意見をお聴かせいただきたいということと、ご発表後に各委員から質問をさせていただくかもしれませんが、討論することはございませんので、分からない場合には率直に「分からない」とお答えいただいて結構です。

それでは、ご意見の発表をよろしくお願いします。

電気機械器具  
等製造業  
の使用者側  
代表発表者

承知しました。

では、まず理由・背景というところに記載しております日本経済は、と書いたところですが、新型コロナウイルスの影響は、製造業を含めて大きくありまして、2020年度の実質GDPが前年比マイナス4.6パーセントということで、1955年の調査開始以来で最大の落ち込みとなっております。2021年1月から3月期の実質GDPは、前年比マイナス1.0パーセント、年率換算でマイナス3.9パーセントとなり、最新の情報では4月から6月期では前期プラス6.3パーセント、年率換算ではプラス1.3パーセントということで、多少は改善してきておりますけれども、緊急事態宣言等がありまして、個人消費のところで大きく減少し、三四半期ぶりに減少しているというのが1月から3月期の状況でした。

当業界に関係のある設備投資のところですが、日本政策投資銀行が8月5日に発表している設備投資計画調査によると、2021年度の計画は、対前年比で全産業でプラス12.6パーセントの17兆9,375億円となっております。製造業は新型コロナウイルス前の伸び率を回復してきておりますが、他の業態などの非製造業は特に低調という状況でございます。

製造業では、自動車部品などの輸送用機械や半導体製造装置などの電気機械の回復が目立っております。また、デジタル化の加速を背景に、データセンター向けの半導体や環境に配慮した電気自動車向けEVの部品などの投資意欲が、中国を中心に旺盛

であるという状況です。

雇用動向について、九州・沖縄の2020年度平均の有効求人倍率は1.05倍で、前年度を0.35ポイント下回っています。下げ幅はリーマンショックによる落ち込みより大きく、1963年の統計開始から過去最大となり、九州・沖縄では全国の年度平均1.10倍を下回っていました。ただし、6月の有効求人倍率は、前月を0.02ポイント上回る1.14倍となったということですけれども、福岡県では新型コロナウイルスの感染再拡大で、今、緊急事態宣言が適用されるようになっており、再び不透明感が増している状態です。

電機産業の中小企業については、今後の動向に明るい兆しが見えておりません。中小企業庁の中小企業景況調査、これは2021年4月から6月でありますけれども、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DIは、全産業で28.2ポイントのマイナス、製造業においては22.5ポイントのマイナスと低下しており、依然として中小企業には厳しい情勢が続いているという状況です。

組合のほうからも交渉の話があったと思うのですが、2021年度の春季交渉では、8年連続の賃金改善要求いわゆるベアについて、2,000円以上に対して1,000円の妥結となっております。産業別最賃については、2,000円の引上げ要求に対して、500円の引上げの164,500円となりましたが、電機産業の大手企業の定昇とベアを合わせた賃上げ率は、前期比マイナス0.14パーセントの1.74パーセントということで、全産業の1.84パーセントと比較すると低い結果でした。交渉時期にあたる3月の景気状態からいうと、先行きの不透明感があったということもあり、抑えられたところがあります。

いろいろ申し上げてきましたが、グローバル企業は世界経済の回復で企業業績が復調しつつあります。ただ、海外で売り上げが立たない企業、特に中小の企業は、業績が引き続き厳しい状況にあるということとも言えると思います。

直近の7月から8月での変異株による感染拡大やワクチン接種の混乱状況を見ると、コロナ禍の終息は見通しづらいところがございますし、また、製造業は良いことばかりではなく、半導体が奪い合いになっています。半導体不足や原材料の高騰といったリスクもあり、想定どおり利益を確保できるかは、大きな会社を含めて不透明な状況にあるということです。

再び経済活動が制限される休業を継続する企業もある中で、このような危機的な状況下において、企業の固定的な負担となる賃上げの判断については、慎重に行うべきであるはないかというのが私の意見でございます。

半導体不足については、例えば弊社はロボットなどを作っている会社でありますけれども、弊社の取引会社の業績が良いのもありまして、半導体の奪い合いが起きていまして、先行発注という形でたくさん受注をいただきます。ただし、半導体を含めた部品が不足しており、納期がかなり長期化しているということで、受注を受けても売り上がるまでに時間がかかるという状態になっております。そのようなことが我々の会社では起きておりますことを、先ほどのことに付け加えてご説明させていただきます。

した。

以上でございます。

委員長

ありがとうございました。

ただ今のご発表につきまして、ご質問はありますでしょうか。

境委員

はい。

委員長

境委員、お願いします。

境委員

どうもありがとうございます。

32ページの結論の最後3行のところで、再び経済活動が制限される休業を継続する企業もある中、と書いてありますが、もう少し具体的に実態を教えていただければと思います。これはコロナの感染拡大によるものなのか、それとも半導体不足等で休業を継続する企業があるということなのか、ということが1点と、それからもう1点は、先ほどおっしゃったように、これから緊急事態宣言が福岡県にも発出されますが、そういった感染拡大、緊急事態に入ってくる中で、今後考えられるリスクはどのようなリスクが考えられるか、もう少し具体的に教えていただければと思います。

使側発表者

ありがとうございます。

今、考えられるリスクは、半導体や部品不足でモノが作れないという会社もありますし、コロナの場合、私のような部門で働く者は在宅でも働くことができますが、モノづくりの会社の場合でしたら、一度感染拡大すると会社に出てこられないので、休業とまではいかないものの、生産が落ちるといことは起きているという状況でございます。

今後、緊急事態宣言が発令された時に、これまでの緊急事態の時よりもかなり緊張が緩んでいますので、当社の社内で発生している状況から鑑みても、クラスターという形で我々も意識づけなどをやっておりますが、中小の企業でそれをどこまでやっているか感染対策されているかというのがありますが、社内でのクラスター、感染拡大というのが広がるのではないかと感じております。職域接種も当社はやっておりますが、明らかにワクチンが足りません。本社では早い段階で申請したので良かったのですが、他県の支店では、厚生労働省の順番が回ってこないという状況ですので、我々も職域接種をやったり、感染対策をやったりしておりますが、イタチごっこのような状況です。

境委員

はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、使用者側代表発表者の方、ありがとうございました。  
ここで5分間休憩を取りたいと思います。2時50分から再開したいと思います。

(休憩)

(議事再開)

委員長 それでは再開いたします。  
続いての業種は、百貨店、総合スーパーです。事務局は、労働者側代表発表者の方  
のご案内とご紹介をお願いします。

室長補佐 続きます、百貨店、総合スーパー労働者側代表発表者の方です。

委員長 よろしく申し上げます。運営小委員会委員長の富山です。  
本日は、率直なご意見をお聴かせいただければと思います。また、ご発表の後にご  
質問をさせていただくこともありますけれども、討論するということはございません。  
また、質問についてご回答を持ち合わせていない場合には、「分からない」というご回  
答で構いませんので、よろしく申し上げます。  
それでは、ご意見の発表をお願いいたします。

百貨店、総合  
スーパー労働  
者側代表  
発表者

それでは、意見を発表させていただきます。

お手元の資料41ページに私の書いた主張が載っております。特定最賃の改正決定の  
必要性有無に関する意見ということで、もちろん、必要性有りということで意見を述  
べさせていただきます。特定最低賃金を改正し、水準を引き上げなければ、百貨店、  
総合スーパーはコロナを乗り越えることはできないという趣旨で意見をまとめてきま  
した。

今回、労働者の立場に立って意見を述べさせていただきますが、昨年度もそうでし  
たけれども、何で最賃を上げていくのかということをおなりに考えたところ、最低賃  
金法第1章第1条に求める目的と、ここに立ち返って考えようではないかと思って意  
見をまとめております。

ページをめくっていただいて、42ページですが、3つの目的の1つ目は、労働者の  
生活の安定のためにやるのだということが法律では謳われております。そこで、私た  
ち労働者はこの1年どうだったのかということをお調べてまいりましたが、真ん中に表  
を載せておりますけれども、物価はここ3年間、101.6、102.3、102.3と、途中増税も  
ありましたが、コロナだからといって、外出だとか飲み会だとかが無いから使ってい  
るお金は減っていると思われがちですけれども、物価自体は上がっていますし、そも

そも物の価値が上がっているということで、それをどう使うかはまた別の話ですが、物価の価値は上がっているということは確実であるということをご押さえておきたいです。

私たち百貨店、総合スーパーで働く者として、基本的には店頭では在宅勤務はできませんし、外出自粛と言われている中でも、私たちは毎日店舗へ向かって出勤していきますから、月に1回は美容室へもいきますし、靴も減りますし、子供を預けて出勤をしていくという基本の生活は変わりません。むしろ、子供の預け先等とも、いつもよりもお金が掛かっているという声もいただいております。預け先等がお休みになって、新たな預け先を探さなければならぬ苦勞しているという声もあります。

このように、私たちはリモートもなかなかできず、店頭で接客させていただいておりますので、昨年、百貨店、総合スーパーは特定最低賃金の引上げがありませんでしたので、物価が上がっている中、私たちは頑張っているのですが、実質賃金は下げられているということがこの1年間の私たちの生活でした。これが安定するように、今年はしっかりと協議をしたいというのが1つ目です。

2つ目は、労働者の質的向上ということです。コロナの1年間でネット通販が非常に好調だということは、いろいろな変化の中だからあるのかもしれませんが、私たちが勤めている百貨店、総合スーパーは、人の質にかかわりますということを言いたいの、この2つ目です。

経営者もコロナということで初めてのことがたくさんあって、未曾有の難局ということであったと思うのですが、例えば、このような飛沫用パネル立てたり、お客様のご案内をしたり、お客様に間隔をあけて並んでいただいたりといった、いろんな知恵は現場からであったと私は思います。お客様が店頭で安心して買っていただくこと、人からご案内されたり、人の手でお渡ししたり、探していただいたり、包んでもらったりと、これから百貨店、総合スーパーが存続して発展していくためには、人というものを大事にしなければならないというように思っております。

44ページ中ほどのゴシック体で表のように書いてある部分ですが、昨年度もお示しましたけれども、このように非常に貴重な、人を介した商売をさせていただいております。最低賃金がほとんど採用賃金みたいに、ニアイコールみたいになっている状況から副業している傾向が高いことをお示しさせていただいております。通勤するのも怖いようなコロナの中で、店頭で笑顔を絶やさず働いている私たちですが、特定最低賃金がなかなか高まらないことによって、これは福岡県だけではないのですが、全体の小売りの賃金が低いことによって、他所で働かざるを得ないという実態もあるのではないかと思いますし、ここは、今日集まっている私たちの責任が一つあるのではないかと思います。

3つ目ですが、45ページに書いております。事業の公正な競争の確保ということで、少しとつきにくい名前ですけれども、私としてはあまりコストを下げすぎずに、ズルせずに、きちんと雇って競争しようということを言っているのですが、先ほどから

申し上げているように、百貨店を含めてエッセンシャルワーカーとして毎日出勤していると思っておりますので、ここに対しては不当に下げることなく、ほかの産業と格差が開くことなく、しっかりと上げていく必要があるということです。

この後、使用者側からも意見発表があると思うのですが、百貨店はどうやって調べても、非常に厳しいです。百貨店も総合スーパーも、ネットや専門店に押され、そもそも産業のビジネス構造として厳しいというのがありました。このコロナによって、より厳しい苦戦に陥っています。

また、インバウンドが来なくなったというのも一つ大きくあったと思うのですが、ただ、そのような中で「結婚式があるから引出物をお願いします」とか、「還暦のお祝いに時計が買いたいです」とか、「娘の引っ越しに絨毯だとかを用意してあげたい」だとか、やはり、人生の節目でご用命いただくということも非常に大きくありますし、高額品は前年を上回るカテゴリーでもございます。また、中元セールは前年を超えて、会えない分贈り物をしたい、ということでは大きな売り上げをいただいているということもございます。全体的には、非常に厳しいのですが、やはり必要とされていると思っております。

総合スーパーについても、アパレルは非常に厳しいのですが、アパレルの人員を食品にコンバートしたりして、工夫をしながら地域密着のお仕事でニーズを高くいただいていることで、ここ数年来、グループで初めて業績が発表されましたけれども、総合スーパーではMr. MAXさんとか西友さんは過去最高益ということ。百貨店、総合スーパーと言わずに中身ではありますけれども、決して全部が厳しいということではないということでございます。

46ページは、毎年お示しさせていただいておりますが、商品小売という職業に対してどのくらい企業側が求人を出しているか、逆にどのくらい労働者側が職を探しているかを表すバランスシートです。私が担当になって5、6年やっておりますが、昨年までは求人を出しても人が集まらない、ずっとそのような状況でした。しかし、今年の6月は求人そのものがほとんどない、大分減っているということもあると思うのですが、求職者の方が上回ったという珍しい状況になっています。人手不足と今年とは言えないものの、ただ、市場から求められている求人賃金は923円から1,091円ということで、まだまだ小売業の最賃はそれを下回っている状況が続いているということでございます。

最後に、今後の協議に向けてということで、47ページに私の思いを書かせていただいておりますが、百貨店は昨年は上げがございませんでした。ひょっとしたら、放っておけば、この数年で県の最低賃金に追いつかれて、飲み込まれてしまうという状況にあるのではないかと。百貨店、総合スーパーの最低賃金の優位性をこのまま諦めてしまうということは、百貨店の福岡県の小売業を発展させていくことを放棄するような行為だと思いますし、福岡県を代表する主要産業の衰退を招く重大な責任があると、私は覚悟をしております。商業の都市、福岡としての最低賃金がこの水準でいいのか

と、常に県の最賃プラスいくらかと少し高い位置で保っておかないと、あつと言う間に人は集まらずに質的低下を招いて衰退してしまうのではないかというように思っております。

詳細につきましては、今後の専門部会の中でじっくりと議論させていただきたいと思っておりますので、委員の皆様には、ぜひよろしくご検討いただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

委員 長            ありがとうございました。  
                      ただ今のご発表につきまして、ご質問ありますでしょうか。

吉岡委員           はい。

委員 長            吉岡委員。

吉岡委員           発表、ありがとうございます。

45ページの表を見て、百貨店と総合スーパーの決算状況の違いはこういう状況だという想像はしていましたが、改めて、百貨店と総合スーパーの違いはあるのだなというのは実感したところです。

ご承知の通り、福岡県もコロナ禍の中、8月20日から緊急事態宣言ということですが、マスコミ等の報道によりますと、コロナ禍の商業施設については、入場制限とか、場合によっては休業要請があります。これは、使用者側の方にお聞きするような話かもしれませんが、労働者側としまして、今後どのような影響が出てくるとお考えなのかということと、そのような中で、働いている皆さんへの影響がどのようなものが考えられるかということ、分かる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

労側発表者        はい、ありがとうございます。特に、緊急事態宣言につきましては昨日、福岡県から百貨店各社にヒアリングやガイドラインを明示に来られたのだと思っております。詳細を正式に確認したわけではないのですが、最繁忙期の半分くらいの人数に抑えてほしいと言われているのだらうと思っております。又聞きですけれど、そのように伺っております。そもそも百貨店だったらそうなのですが、入店口のところにイオンなども付けていると思うのですが、入口にセンサーで何人入店しているということが確認できるパッサーカウンターが付いています。弊社だと、3万人くらい入るので、たぶん1万人くらいになったら止めるということになるかと思うのですが、そもそも8月から9月上旬は百貨店でいうと、総合スーパーでもそうだと思うのですが、ちょうど一番売れない時期なのです。秋でもない、夏物はもう全部持っています、お中元も終わっていますから、お盆のニーズも終わっています。たぶん、何もしなくても

最繁忙期の半分もいくことはないと思います。なので、上限のリミットはかけるものの、影響はほぼ無いのだろうというのが現在の状況です。

土日の休業要請は来ていないと伺っていますので、きっと影響は無いと思います。ただ、入口の数を減らしたりすると、少し不慣れな方は入ってこなかったり、ストレスを感じていらっしゃったりするのかなと思います。休業要請がこれから更に追加で出たりすれば、この通りの数字の6掛けや7掛けの数字が百貨店については出てくるとと思いますが、総合スーパーについては、昨年、初めてのコロナショックを含めてこの状況ですから、あまり影響はしないであろうと思っております。

従業員に対する影響度について言いますと、少しワクチンの接種が進んできましたので、ちょっと安心に思ってきている方も前よりは少し増えた感じですが、足元の数字がちょっと、福岡県の感染者数もすごく多いので、今朝もありましたけれども、出勤するのが少し不安ですといったお声が入ったりというようなことは引き続きあるかと思えます。

委員長 よろしいでしょうか。

吉岡委員 はい。

委員長 ほかにご質問はありますか。よろしいでしょうか。  
それでは、労働者側代表発表者の方、ありがとうございました。

労側発表者 ありがとうございました。

委員長 それでは、使用者側代表発表者の方のご案内とご紹介をお願いします。

室長補佐 続きまして、百貨店、総合スーパー使用者側代表発表者の方です。

委員長 運営小委員会委員長の富山です。よろしくをお願いします。

本日は、率直なご意見をお聴かせいただければと思います。また、ご発表の後に、各委員から質問をさせていただくかもしれませんが、討論するということはございません。また、質問について答えを持ち合わせていない場合は、「分からない」というご回答で結構です。

それでは、ご意見の発表をお願いいたします。

百貨店、総合  
スーパー使  
用者側代表  
発表者

よろしくをお願いいたします。百貨店、総合スーパーの業種ということで、意見を発表させていただきます。

まず、はじめに、業界を取り巻く状況についてですが、コロナ禍による消費の冷え



込み、インバウンドの消失に加え、度重なる蔓延防止等重点措置や緊急事態宣言、具体的には2020年4月から5月、2021年の1月から2月、本年の5月から6月、そして8月20日からスタートと言われていますが、緊急事態宣言において休業要請や営業制限により、多くの百貨店側の企業が赤字決算から脱却できないという、業界として過去に経験したことがないレベルの厳しい経営状態が続いております。

特に地方店舗において、EC市場の拡大や郊外型の商業施設など新業態施設との競合により、百貨店の業態を諦め、店舗閉鎖や業態変更を余儀なくされた企業も多く、コロナによって、従前より業態として抱えてきた課題が一気に顕在化しているものと言えらると思ひます。

ちなみに、九州経済産業局発表の「福岡県業態別販売額推移表（百貨店・スーパー合計）」によりますと、2020年度で前年を上回った月は10月のみ、年度ではマイナス8.4、2021年度1月から5月対前年プラス8.4、対前々年マイナス9.6、2021年3月から5月は前年から復調の兆しが見えたものの、前々年からはマイナス、6月以降はコロナ第4波の影響で悪化傾向ということでございます。

業界として取組むべきこととして、経営の厳しさをコロナのせいだけにはできないことは明らかで、コロナによる消費者の生活様式の変化やマーケットの動きを捉え、変化に対応し業績を伸ばしている業種や業態も存在していることも事実であり、かつて百貨店経営の先人の皆さんがそうしてきたように、もう一度基本に立ち返って顧客の声に耳を傾け、新しい取組みにチャレンジしていくことが企業の存続に向けては極めて重要であると考えております。

また、これら企業存続や成長を支えるのは「人の力」、具体的には、従業員や店舗運営にかかわるすべての関係者、お取引先従業員の方であることから、これらの方へのモチベーションを高めるための雇用の安定はもちろんのこと、処遇の充実や働く環境への配慮など、ワークライフバランスの実現へ向けた総合的な人事労務対策が求められると考えております。

このような考え方の中で、特定最低賃金改正に対する考え方ですが、前述の通り、中長期的視点での賃金水準の向上は、スキルや能力、意欲、成果に応じた公平な処遇の実現という企業の成長には欠かせないファクターであるという認識はあるものの、一律に賃金水準そのものを上げることは、単なる固定費の負担増として、ますます経営を圧迫することに直結し、結果として、人件費コスト低減のための採用抑制や雇用調整などネガティブな方策に進む恐れがあると考えます。

全体として上がっていくことに対しては承知しているのですが、今、このタイミングで改定すべきなのかどうかは慎重に検討すべきであると考えております。労働者のセーフティーネットとしての最低賃金を地域別の物価指数や世界水準に照らして検討し、改正していくことは有意義かつ必要なことではありますけれども、多種多様な新しい業種、業態が生まれていることや、同じカテゴリー内でも企業業績が大きく異なる場合があることを踏まえ、産業別賃金の必要性、またはカテゴリーの再設定につい

ても、今後議論していく必要があるのではないかと考えます。と言いますのは、百貨店と総合スーパーとで、直近の業績が大分違うものですから、一緒に論議することがなかなか難しいと考え、このような表現をしております。

以上でございます。

委員 長

ありがとうございました。

ただ今のご発表につきまして、ご質問ありますでしょうか。

中村 委員

はい。

委員 長

中村委員、お願いします。

中村 委員

発表、ありがとうございます。49ページの中ほどに、地方店舗の話がありまして、店舗閉鎖や業態の変更を余儀なくされているということでしたが、実態としてかなりの数なのか、地方での店舗閉鎖あるいは業態変更がどの程度なのか、数字的には今すぐというのはなかなか難しいと思いますが、大体どんな感じで結構かなりの数が出てきていると捉えていいのかということをお聞きしたいのですが。

使側発表者

はい、データは持ち合わせてはいないのですが、大体横ばいくらいでしょうか。百貨店は空洞化現象があって、郊外に大型のショッピングセンターやアウトレットモールだとか出来て、街の中心街に位置している百貨店の経営が厳しくなってきているというのが地方でよく見られる傾向です。一定以上の消費者人口が見込めるところはなんとか持ちこたえられますが、今、街の様子そのものが変化してきていまして、苦戦している地方百貨店が多いことは認識しております。

中村 委員

はい、ありがとうございます。

委員 長

ほかにご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、使用者側代表発表者の方、どうもありがとうございました。

それでは、最後の業種になりますが、事務局は、自動車（新車）小売業の労働者側代表発表者の方をご案内とご紹介をお願いします。

室長 補佐

続きまして、自動車（新車）小売業の労働者側代表発表者の方です。

委員 長

よろしく申し上げます。運営小委員会委員長の富山です。

本日は、率直なご意見をお聴かせいただければ幸いです。また、ご発表の後に、各委員からご質問をさせていただくこともありますけれども、討論するということはご

ありません。また、質問に対してご回答を持ち合わせていない場合には、「分からない」というご回答で結構です。

それでは、ご発表をよろしくお願いいたします。

自動車（新車）小売業労働者側代表者  
発表者

では、今から、自動車（新車）小売業の特定最低賃金の改正決定の必要性について意見を述べさせていただきます。

今回の改正決定の必要性について、労働者側としては必要性有りということで、5点述べさせていただきますと思います。

まず、1点目ですが、自動車産業は我が国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業となっております。産業にかかわる就業人口は約550万人に上っております。そこで働く労働者の雇用と生活の安定を図ることは産業労使にとって極めて重要な役割であると考えております。そのためには、最低賃金を適正水準へ改善することが求められていると考えております。

次に2点目です。自動車産業は福岡県内においても重要な役割を担っており、それに伴い優秀な人材の確保が求められます。しかし、大手から中小企業まで非常に裾野が広い産業であるため、賃金格差を是正していく観点で最低賃金の改善は必要不可欠であります。それに加えて、コロナの影響による短時間勤務や残業代の削減から、所定内賃金の引上げの重要性を労働者は今、認識しております。また、このことが非正規労働者の賃金の底上げに大きく寄与していると考えております。

3点目です。自動車総連販売部門における2021年総合生活改善の取組みにおける賃金改善での獲得額は平均1,551円となっております。昨年を大きく超える結果となっております。コロナ禍にあっても高い付加価値生産性を生み出している、これに相応水準を確立しなければ競争力を保つことができなくなってしまうことから、自動車産業労使が取組みを牽引すべきであり、福岡県自動車（新車）小売業についても反映されるべきであると考えます。

4点目です。令和2年度の自動車（新車）小売業の特定最低賃金は941円となりましたが、自動車総連加盟組合の販売部門と各企業が締結している協定額、その内最低時間額は986円となっており、格差是正が求められるということです。

最後に5点目です。自動車販売業に関しては、人材の確保が喫緊の課題となっております。労働条件をより魅力のあるものにしていくことの重要性は労使共通の認識であると考えております。そのためにも、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持し、拡大していくことが重要であると考えます。

以上の理由、観点から、福岡県の自動車（新車）小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

以上となります。

委員 長            どうもありがとうございました。  
                          ただ今のご発表につきまして、ご質問はありますでしょうか。

吉岡委員            はい。

委員 長            吉岡委員、お願いします。

吉岡委員            どうもありがとうございます。ご質問なのですが、51ページの下のほうに、コロナ禍により短時間勤務や残業時間の削減があり、労働者の一人ひとりが大切さを認識しているとありますが、感覚的なもので結構ですが、コロナ禍で短時間勤務や残業時間の削減がどの程度、どのような形で発生しているか、分かりましたら教えていただければと思います。

労側発表者            はい。短時間勤務の実態を今、はっきりとお答えすることはできませんが、残業時間に関しては、当社で言いますと、例えば25時間あった残業が1桁になったとか、そのような事象が起きております。そのような残業時間においても、生産性の確保はできている状態で、業績にそこはあまり影響していないということは数字で出ておりますので、全体的なことは言えませんが、そのような現状で働いている側としては、生産性を高めてやっているということが言えると思います。

委員 長            よろしいでしょうか。ほかにご質問はありますでしょうか。  
                          それでは、労働者側代表発表者の方、ありがとうございました。  
                          それでは続きまして、事務局は、使用者側代表発表者の方のご案内とご紹介をお願いします。

室長補佐            続きまして、自動車（新車）小売業の使用者側代表発表者の方です。

委員 長            よろしく申し上げます。運営小委員会委員長の富山です。  
                          本日は、率直なご意見をお伺いできればと思います。また、ご発表の後に、各委員から質問をさせていただくこともあります。ただ、意見発表者の方と討論するということはありませんし、また、質問についてのご回答を持ち合わせていない場合には、「分からない」というご回答で結構です。  
                          それでは、ご発表をよろしく申し上げます。

自動車（新車）小売業使用者側代表発表者

                          それでは、意見書を読ませていただきます。  
                          特定最低賃金の改正決定の必要性については、今回は必要性が無いということで、その理由、背景等を述べます。

昨年の2020年度の我が国の経済は、皆さんもご存知の通り、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自動車各社、自動車販売業界は総じて厳しい状況が続きました。4月上旬に発出された緊急事態宣言、解除される5月下旬までの間、どこの販売会社もそうなのですが、徹底した感染を止めるためにお客様と接しないという活動をしていました。昨年はその分で非常に厳しい第1クォーターの4、5、6月を過ぎまして、第2波、第3波ときまして、ショールームを含めて感染対策をどのようにしたら良いか、我々も、段々こなれてきたというのが実情です。

ただ、新車の販売台数が発表されていますけれども、昨年1年間で見たら、資料にも書いてありますが、新車販売台数の登録車は前年比8.9パーセント減の289万8,884台で、軽自動車は前年比5.3パーセント減の175万7,748台で、これは全国ですが、登録車を全国で見ると4年連続のマイナスで10年ぶりに300万台を下回り、軽自動車も2年連続マイナスでした。500万台割れは2015年度以来5年ぶりと、非常に厳しいものとなりました。福岡県もほぼ全国と同じような状況でして、登録車前年比8.1パーセント減の120,862台、軽自動車も前年比2.6パーセント減の71,651台となって、2年連続前年度割れをしている状況です。

足元でも、前年の下期から前年比で見たら回復基調にあるものの、半導体の需給のバランスが崩れていて、6月までは前年比をキープしていたのですが、7月は前年比95パーセントの販売、全国も95パーセント、福岡県も95パーセントという、8月、9月においてもその傾向はまだまだ変わらない状況だと思いますし、日産やホンダ系列が半導体の影響が早くも出てきております。トヨタは若干遅れ気味ですが、生産が追い付かない状況が徐々に見えてきています。そうなりますと、我々は生産された車を販売していますので、非常に厳しい決算を迎えると思っております。そのような状況下で、特定最低賃金が引上がることは、個々の企業の体力を消耗して非常に厳しい状況に陥ることになります。

これは毎年のお話になるのですが、業種の優位性を言われるのですが、現状においては、最低賃金が福岡県は目安通りに上がっていますけれども、そこに飲み込まれていった方がいいのではないかと思いますので、今回の特定最低賃金の引上げについては、据え置きを希望したいと思っております。

以上です。

委員長 どうもありがとうございました。  
ただ今のご発表につきまして、ご質問ありますでしょうか。

境委員 はい。

委員長 境委員、お願いします。

境 委 員

はい、どうもありがとうございます。

二段落目のところで、新車の販売台数について、全国と福岡県の記述があるのですが、登録車は全国で見て昨年度も4年連続のマイナスであったと、そして、福岡県が2年連続で前年割れということを見ると、コロナ禍以前から新車販売台数はどちらかと言えば右肩下がりの状況があって、コロナで減の比率が大きくなったという状況だと理解してよろしいでしょうか。

使側発表者

新車販売の状況は、免許人口が段々頭打ちになってきまして、グローバルでは中国が伸びてきているのですが、日本だけで見ると新車販売は伸びていない、伸びないで逆に凹んできているというのが今の現状です。

これは、新型車効果ということをごさきん聞いたことがあると思うのですが、以前は、新型車というと大体半年くらいはこのメーカーでもどんどん伸びていたのが現状なのですが、今は1か月くらいです。バツと出て、それでおしまいと、それくらい新車を買う人が少なくなってきています。また、車の寿命が延びているのも確かで、今、平均で8年くらいです。免許返納する方も出てきていまして、高齢化とともに需要が減ってきているというのが今の現状です。

境 委 員

はい、ありがとうございます。

委 員 長

ほかにご質問ありますでしょうか。

浜田委員

はい。

委 員 長

浜田委員、お願いします。

浜田委員

発表、ありがとうございました。

単純な質問なのですが、業界の中で時給で働く方は何割くらいでしょうか。

使側発表者

これは、当社の事例でしか分からないのですが、当社で今、時給で働いている方は、整備工場に入った車を洗車する方で、大体40人くらいです。

浜田委員

全体で見ると、大体何割くらいの割合ですか。

使側発表者

全体で見ると7、8パーセントです。

浜田委員

ありがとうございます。

委員長 ほかにご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは、使用者側代表発表者の方、ご発表どうもありがとうございました。

使側発表者 ありがとうございました。

委員長 それでは、5業種全ての関係労使双方からの意見をお聞きしましたので、続きまして議事(2)の「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議に入りたいと思います。

労使双方の委員から、それぞれの立場でのご意見をお聞きしたいと思いますが、まず、労働者側委員のご意見からよろしくお願ひします。

小陳委員 では、特定最賃改正に向けての労働者側委員の意見を申し上げさせていただきます。  
まず、最低賃金制度の目的というのは、労働条件の向上であります。賃金をはじめとする労働条件が産業ごとによって大きく異なっている実態がある中で、産業ごとの実態を踏まえて決定する特定最低賃金制度は、やはり有意義であると思ひますし、賃金の不当な切下げの防止によって達成されるべき公正競争の確保も、この制度によって図られているものと認識をしております。

また、少子高齢化、人口減少は避けられませんので、人材確保競争の激化は今後も続いていくものと認識します。産業、企業が継続的に発展するために優秀な人材の確保は重要であって、若年層賃金をはじめとする魅力ある労働条件を確立することは、当県の産業の維持、発展の底支えをしていく機能を有すると考えております。

当該産業の基幹的労働者の最低賃金である特定最低賃金は、地域別最低賃金より相対的に高い水準を確保することは不可欠でありますとともに、時給1,000円で2,000時間働いても年収は200万円ということを考えますと、まだ、その水準に達していない現状においては、今年もどれくらい上げられるかという姿勢で議論をすべきであると考えます。

労働条件は本来、労働者、使用者、対等の場で決定をされていくべきだと思ひますけれども、多くの労働者が労働組合がない環境で働いており、自分の労働条件の決定に十分に関与できていない状況がある中で、特定最低賃金は企業別の労使交渉を代替する役割を持っていると思ひております。2021年の春季生活闘争の連合福岡として最終集計した資料を地域別最低賃金の審議の場で提出しましたが、その中で私が一番着目している数字は、今年度妥結して報告ができた組合数が昨年度より非常に増えているということです。それは、実際には昨年度が減ったので、それが元に戻ったという状況なのですが、全ての労働組合においても、特に中小において昨年よりも増えたということで、これは昨年と違い、労使で話し合っただけで決着ができる状況に戻っているということだろうと思ひております。

今年度の最低賃金審議会の中で、複数の使用者側委員の方から賃金を上げられれば

上げたいというご発言はあって、そのお言葉は私たちも尊重したいと思うのですが、経営者と労働者の立場、意見が異なる中で、労使対等の立場でそれぞれ異なる意見をぶつけ合って、この状況の中でどのような判断をするのが最善なのか結論を出していくことが交渉の場にありますから、今年状況において、労働組合がある組織において結論を出した企業内協約に基づく企業内最低賃金をベースに、産業内の全ての労働者にこれを広げていくことが大事なことであり、と考えております。実際、労使関係がある中で導き出したこの数字に基づいた最低賃金の改正を、各産業の中でも行っていく方向で特定最賃の改正も行っていくべきであると私たちは考えております。

有期短時間労働者など、新型コロナウイルス感染症の影響で労働時間が減少し、収入が減るなど大きな影響を受けている中で、産業の実態を熟知した労使間において、自分たちの産業における最低賃金の基準がどうあるべきかを決めていく特定最低賃金制度は、やはり重要なものであると考えております。

厳しい状況はありますが、とりわけコロナの影響が産業ごとで異なっている中で、産業の実態を熟知している労使間において産業の最低基準である特定最賃をどこまで引上げるかの議論が行われるべきであろうと考えておりますので、この運営小委員会、そして審議会の場において、全業種に関して改正の必要性有りと判断を行って、かつ、産業の実態を熟知した労使間において十分な議論が行われて、どこまで引上げが可能なかを議論する場をぜひ設けるべきだと考えております。

労働者側の意見としては以上です。

委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、使用者側委員のご意見をいただいてよろしいでしょうか。

中村委員

それでは、使用者側の基本的な考え方をお話ししたいと思います。

まず、現時点で企業全体が置かれている環境を改めて見てみますと、昨年4月に緊急事態宣言が発令されて、現在まで1年4か月経っているのですが、新型コロナウイルス感染拡大による企業の影響は極めて深刻であるということもありますし、ご承知のように、現在、福岡県は蔓延防止等重点措置の対象区域になっておりまして、新規感染者数についても8月12日段階ですが、過去最多の1,040人と1,000人を超えるような新規感染者数となって、これまでに経験したことのないスピードで感染が急拡大しておりますし、ますます回復の見通しが立たない状況に陥っています。こうした中、多くの企業は、事業継続と雇用の維持を最優先課題として全力で取り組んでいるわけですが、特定最賃の対象となっている業種の中には業績が大幅に悪化している企業があるわけで、ここで仮に最低賃金が引上げられるとなったら、特に最賃近郊で働くパートタイム労働者を多く抱える企業にとっては、更に極めて大きなダメージを受けることとなります。

一方、こうした影響は、今、発表の中でもあったと思うのですが、業種間において



バラつきが見られるということは確かなことですし、特定最賃の賃上げを議論する際には、業種ごとの状況も慎重に見極めなければならないと考えております。

そこで、必要性の有無を判断するにあたりまして、再確認をしたいことがあります。それは、改正の必要性有りとなった時に、専門部会で金額改定審議へ入っていくわけですが、結果として0円で結審することもあり得るかどうかということです。

実際、昨年の審議におきましては、業種によっては0円で結審しているわけですが、昨年は地域別最低賃金が1円の賃上げの状況で行われたものですから、今年度は状況が異なっているので、そこで改めて確認させていただきたいという趣旨です。

よろしく申し上げます。

委員長 今の点については、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 はい。それでは、私の方からご説明させていただきます。

今、中村委員のお尋ねの件ですが、原則としまして、改正決定の必要性の有無についての審議の中で改正決定の必要性有りとなった場合には、次に専門部会で金額改定審議に入っていくのですが、改正決定の必要性有りということであれば、基本は1円以上の引上げを前提にするものとなります。いわゆる有額回答ということです。

ただ、平成22年の、本省事務連絡の中で、都道府県労働局長がいわゆるゼロ円答申に従って改正決定を行わないこともできる、という記載がございます。

つまり、改正決定の必要性有りとなった後に、専門部会または審議会の方でゼロ円答申が出ても、都道府県労働局長はそれに従って改正しないとすることができる、ということが示されております。

以上になります。

委員長 以上の説明でよろしいですか。

中村委員 はい。そうしましたら、今、事務局の方からお答えをいただきましたので、使用者側は少し時間をいただいて、打合せのための退出をさせていただきたいと思っております。

委員長 今回の事務局からの説明を踏まえて、使用者側は打合せの時間を取りたいということですので、控室を労使双方にご用意したいと思います。

それでは、事務局は労使委員を控室へご案内してください。

(労使委員退室)

(労使委員入室)

(議事再開)

委員長 それでは、再開したいと思います。  
使用者側委員のご意見の続きをお願いします。

中村委員 使用者側委員で打合せをしました結果、先ほどの説明で0円で結審することもあり得ることが確認できましたので、議論の場を設けるという意味で必要性有りという結論です。  
以上です。

委員長 ありがとうございます。  
ただ今、労使双方からご意見をいただきましたが、双方のご意見について、もしくは、その他この場で述べておきたいご意見がございましたら伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

委員長 それでは、労使双方の委員のご意見をお伺いしましたが、それぞれ産業ごとに状況が異なるということですので、それぞれの産業の労使が委員として入った専門部会を立ち上げて、その中で議論を深め、慎重に判断したほうがよいと認められます。  
ついでに、運営小委員会としては、改正決定の必要性有りとの全会一致による結論に至ったということで報告したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

委員長 それでは事務局は、報告案を配って読み上げてください。

事務局 (報告案配付)

賃金指導官 (報告案朗読)

委員長 ただ今の報告案につきまして、ご異議等はございませんでしょうか。

各委員 (異議なし)

委員長 それでは、この報告案の内容で、この後の本審に報告することといたしたいと思います。

本日の運営小委員会は、これで閉会といたします。

署名

公益代表委員

高山 敦

労働者代表委員

浜田 紀子

使用者代表委員

吉岡 秀樹